

令和4年6月銚子市教育委員会定例会議事録

1 日 時

令和4年6月24日（金）

午後3時00分 開 会 午後3時57分 閉 会

2 場 所

銚子市役所 3階庁議室

3 出席委員

教育長	石 川 善 昭
委 員	伊 藤 晴 美
委 員	安 藤 清
委 員	藤 本 一 雄
委 員	杉 崎 継 雄

4 出席職員

学校教育課長	高野 美樹子	社会教育課長	石田 智己
学校教育課長補佐	本田 拓二	教育総務室長	石毛 秀明
学校教育室長	古澤 孝男	指導室長(兼小児言語指導センター所長)	野尻 孝
学校給食センター所長	高木 利雄	生涯学習室長(兼青少年文化会館長)	藤井 寿代
市民センター所長	植木 康之	公正図書館長	大出 美穂
スポーツ振興室長(兼体育館長)	仲村 光正	文化財・ジオパーク室長	赤塚 弘美
銚子高等学校事務長	岩船 等		

5 議題等

議案第18号 銚子市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
議案第19号 銚子市公正図書館管理規則の一部を改正する規則制定について
議案第20号 令和5年度銚子市立高等学校第1年次入学者選抜要項について

6 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、令和4年6月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

5月26日に開催いたしました令和4年5月教育委員会定例会の議事録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【教育長】

それでは次に、教育委員会に関する報告をいたします。

【教育長】

(別添資料により報告)

【教育長】

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【教育長】

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、伊藤委員、栢崎委員を指名します。

【教育長】

続きまして、日程第2 議案第18号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第18号「銚子市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」、ご説明いたします。現在、委嘱しております銚子市学校給食センター運営委員会委員が、人事異動等により退任されましたので、後任として新たに委員を委嘱しようとするものであります。委員として委嘱しようとする方々は、各関係機関から推薦のありました9名でございます。委員個々の氏名等は、名簿に記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

委員の任期につきましては、銚子市附属機関の設置等に関する条例第4条第4項の規定により2年ですが、今回は、欠員のため新たに委嘱しようとするものであることから、残任期間である令和4年7月1日から令和5年6月30日までの1年間となるものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議の程をお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第18号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第3 議案第19号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【社会教育課長】

議案第19号「銚子市公正図書館管理規則の一部を改正する規則制定について」、提案理由をご説明します。電子図書館事業が令和4年4月から本格稼働しましたことに伴い、銚子市公正図書館管理規則の一部を改正する必要性があり、加えて規定の整備をしようとするものです。お手元の資料の「銚子市公正図書館管理規則新旧対照表」をご覧ください。右側が改正後の案となっております。主な改正内容は、まず1ページをご覧ください。第4条は、現行では職員の事務分掌を1つの項に表記しておりましたが、改正後は項を分けまして、第2項に司書以外の職員の事務分掌を移し、第7号に電子図書館の管理運営に関するものを加えます。次に3ページをご覧ください。第8条では図書館資料の貸出しの範囲ですが、団体貸出しは、現行では視聴覚資料を貸出し対象外としておりましたが、改正後は、新たに電子書籍も団体貸出しの貸出し対象外に加えたものです。続きまして、4ページの第10条では貸出し冊数及び貸出し期間についての規定です。現行では、個人貸出しは1人につき本は5冊まで、視聴覚資料は1点まで。貸出し期間は14日以内としておりますが、新たに電子書籍につきましては、別途要項で定めておりますが1人2点まで、貸出し期間は同じく14日以内といたします。以上で、議案第19号の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【藤本委員】

修正箇所のことでの質問ではないですけど、読んでいて気になった点がありまして、第3条、8条、最後の11条が、少し細かいことですが「つ」が大きいままになっていますよね。例えば「もって」が「もつて」になっている。

私もそれが正しいのかなと思って見ていましたが、小さい「つ」にするという通知が昭和の終わり頃に出ていて、他の自治体がどうなっているのか調べてみたら、古いものは大きい「つ」のままだったりしたんですが、最近のものは小さい「つ」に直っているのが多かったです。今回、11条の3号新たに追加されるのにまた大きい「つ」になっているのが少し気になりました。そのあたりは銚子市さんではどのようにされているのでしょうか。

【社会教育課長】

今回の管理規則の改正にあたりましては、法務担当部署であります総務課の政策法務班のほうにお願いをしています。そういったなかで、今のご意見の部分で政策法務のほうに話をさせていただきまして、対応のほうをしていきたいと考えております。

【教育長】

ほかにありますか。

それでは、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第19号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第4 議案第20号を議題といたしますが委員の皆さんにお諮りします。議案第20号は市立銚子高校の入学者選抜の案件で、公表前のため、審議は非公開にし、公表は県立高等学校に合わせる必要があるため、議事録の公開は、県の教育委員会会議で議決した以降にいたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めます。

よって議案第20号は非公開とし、議事録への記載は県の教育委員会会議で議決した以降とすることとします。

この際、暫時休憩いたします。関係職員以外は退席をお願いします。

《 職 員 退 室 》

(この間の議事録については、銚子市教育委員会会議規則第18条第3項の規定により記録なし)

《 職 員 再 入 室 》

【教育長】

休憩前に引続き、会議を開きます。

ただいまの議事の結果を申し上げます。

採決を行いまして、議案第20号は、原案のとおり決しました。

【教育長】 閉会宣言 午後3時57分

以上をもちまして、令和4年6月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和4年7月22日

署名委員 伊 藤 晴 美

署名委員 裕 崎 継 男